

退職後の年金制度への加入

企業等に勤務し、給与等を受給していた方が退職された場合、これまで加入していた厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失します。そのため、退職後は、再就職する、自営業者となる、仕事から離れる、配偶者として扶養される等の選択により、以下の手続きが必要となりますので、該当される方はご確認のうえ、すみやかに届出をお願いします。

年齢 退職後	60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満
再就職	勤務先の厚生年金保険に再加入 Point 厚生年金保険の加入期間は、70歳未満です。70歳になると、事業所は資格喪失の手続きを行います。		
	手続き 【届出書】厚生年金保険被保険者資格取得届 【提出者】勤務先の事業主 【提出先】事務センター(郵送のみ)または勤務先の住所地を管轄する年金事務所 【提出期限】再就職日から5日以内		
自営業者 または 無職	国民年金に加入 第1号被保険者となる		国民年金の納付期間は終了
	手続き 【届出書】国民年金被保険者資格取得届 種別変更届 【必要書類】マイナンバーによる届出 → 下記③ 基礎年金番号による届出 → 下記④ ※任意加入または特例任意加入の場合は、通帳と口座届出印が必要 【提出者】本人または世帯主 【提出先】住所地を管轄する市区役所または町村役場 【提出期限】退職の翌日から14日以内		下記の①に該当する場合は、任意加入ができます。 下記の②に該当する場合は、特例任意加入ができます。
配偶者 (第2号被保険者) に扶養 される人	国民年金に加入 第3号被保険者となる		国民年金の納付期間は終了
	手続き 【届出書】国民年金第3号被保険者関係届 【必要書類】マイナンバーによる届出 → 下記⑤ 基礎年金番号による届出 → 下記⑥ 【提出者】配偶者(第2号被保険者) 【提出先】配偶者の勤務先の事業所を經由して、事務センター(郵送のみ)または配偶者の勤務先の住所地を管轄する年金事務所 【提出期限】退職の翌日から14日以内 【認定基準】年収130万円未満		下記の①に該当する場合は、任意加入ができます。手続きは、自営業者または無職と同じです。 下記の②に該当する場合は、特例任意加入ができます。手続きは、自営業者または無職と同じです。 ■上記の①および②について ①任意加入 60歳以上65歳未満の人で、次のいずれかの条件に該当する場合は、65歳になるまでの間、国民年金に任意加入できます。 ●老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合 ●老齢基礎年金の受給資格期間は満たしているが、保険料の納付月数が少ないため、満額を受給できない場合 ②特例任意加入 1965(昭和40)年4月1日以前に生まれた65歳以上70歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合は、70歳になるまでの間、受給資格期間満了まで特例任意加入できます。ただし、国民年金保険料の免除制度はありません。

- 手続きの③から⑥について
- ③…マイナンバーカードを提示してください。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーが確認できる書類(通知カード、マイナンバーの表示がある住民票の写し)、ご本人様であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート、在留カード等)を提示してください。
 - ④…年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。
 - ⑤…マイナンバーカードを添付してください。配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として事業主等に提出する場合は、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面またはマイナンバーが確認できる書類の写しを添付してください。お持ちでない方は、上記③の書類の添付が必要です。
 - ⑥…年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。医療保険者の扶養認定がされていない場合は、収入を証明する書類(非課税証明書等)が必要です。

～ご自身・ご家族の健康管理に役立つ～ 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは年に一度、加入者のみなさまに健康や医療に対する関心を深めていただくため、「医療費のお知らせ」をお送りしています。
この機会に診療を受けた医療機関や医療費を振り返り、ぜひ今後の健康づくりにお役立てください!

- 対象期間 ▶ 平成30年10月診療分～令和元年9月診療分
- 送付時期 ▶ 令和2年1月中旬から下旬頃(事業主様宛に順次発送)
- 対象者 ▶ 令和元年12月上旬時点で協会けんぽにご加入の方(被保険者および被扶養者の方)



【事業主様へ】重要な個人情報ですので、**開封せず**に従業員様へお渡しください。

Q & A

- Q1 退職した従業員の「医療費のお知らせ」が届きましたが、どうしたらいいですか?
A データの抽出日によって、すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届く場合があります。お手数ですが、**開封せず**に同封の返信用封筒に入れて協会けんぽへご返送ください。
- Q2 保険診療を受けたのに、「医療費のお知らせ」に記載がないものがあるのですが、なぜですか?
A 今回の「医療費のお知らせ」は、主に平成30年10月～令和元年9月診療分の医療費を記載しております。ただし、対象期間であっても、特定の診療科や医療費の請求状況等によっては、「医療費のお知らせ」に記載がない場合もあります。すべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いします(医療費控除の計算は、その年の1月1日～12月31日に支払った医療費の合計額を計算することになりますので、ご注意ください)。
- Q3 「医療費のお知らせ」に載っている支払額と、医療機関で発行された領収書の支払額が違うようなのですが、どうしてですか?
A 「医療費のお知らせ」は健康保険で受診等をした診療分を記載しています。**健康保険適用外の費用(入院時の個室料や食事の費用、歯科の差額材料費など)は含まれていません**ので、領収書の金額と異なる場合があります。
- Q4 「医療費のお知らせ」がないと、医療費控除の申告はできないのですか?
A 「医療費のお知らせ」がなくても医療費控除の申告は可能です。この場合は、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付してください。なお、「医療費控除の明細書」を添付した場合には、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

確定申告(医療費控除)については**税務署**へお問い合わせください。
※詳細は国税局のホームページをご確認ください。

